

入札説明書

消防防災ヘリコプター1機及び装備品1式の購入

(令和5年3月6日公告)

千葉市消防局

令和5年3月6日千葉市公告第233号により公告した「消防防災ヘリコプター1機及び装備品1式の購入」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 製造物品及び数量

消防防災ヘリコプター1機及び装備品1式の購入

(2) 物品の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年3月31日

(4) 納入場所

千葉市緑区平川町1513-1 千葉市消防局警防部航空課

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められているものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日

施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成30年度から令和4年度までの過去5年間の中で、国又は地方公共団体において、消防業務又は警察業務を目的として運航されるヘリコプターを納入した実績を有する者

3 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和5年3月29日(水)から令和5年4月4日(火)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。)

(2) 提出場所

千葉市緑区平川町1513-1
千葉市消防局警防部航空課

(3) 提出方法

持参もしくは郵便により提出すること。(持参による場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便による場合は期間最終日の消印有効とする。)

(4) 提出資料

上記「2 競争入札参加資格の(3)」の納入書の写し等、実績を確認できる資料を提出すること。

(5) 確認通知

令和5年4月12日(水)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書等に関する質問について

(1) 受付期間

令和5年3月17日(金)午後5時までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メールにて提出すること。

(2) 質問方法

「消防防災ヘリコプター1機及び装備品1式の購入」に対する質問回答書を受付期間内に千葉市消防局警防部航空課(メールアドレス koku.FPD@city.chiba.lg.jp)へメール送付すること。メール送付がない場合は、「質問事項無し」とみなします。また、電話による質問は受け付けませんので注意してください。

(3) 回答方法

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)の当事業の箇所に、令和5年3月28日(火)までに掲載する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月18日(火)午後3時(郵便の場合は、令和5年4月17日(月)午後5時までに後記9の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

イ 場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局6階会議室

(2) 入札時の提出物

ア 入札書(様式第1号-3)

イ 入札内訳書(任意書式)

ウ 納入予定機種の種類資料

後記「(4) 納入予定機種の種類資料」のとおり

(3) 入札方法

ア 開札に立ち会う場合

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席

して、入札書（様式第1号-3）をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

併せて、入札内訳書及び納入予定機種の各種資料を手交すること。

イ 郵便による場合

入札書（様式第1号-3）は二重封筒（内封筒及び外封筒）により提出すること。内封筒には必ず、入札者の商号又は名称及び代表職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

併せて、入札内訳書及び納入予定機種の各種資料も提出すること。

（入札書との同封・別封問わない。）

（4）納入予定機種の各種資料

ア 納入予定のヘリコプターの型式証明書の写し

イ 納入予定のヘリコプターの外観及び基本構造がわかる図面等

機体の正面図、平面図、側面図、客室の平面図、側面図、納入する座席をすべて装着した時の座席の配置を示す平面図

ウ 仕様書（本文）各要求事項適合確認資料

入札しようとするヘリコプターの仕様が、仕様書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するもの。

なお、証明については、機体製造国又は本邦航空局が承認した型式証明書やTCDS、機体製造会社が発行する飛行規程や追加飛行規程、パーツカタログ、又は追加型式設計（STC等）の原本又は写し、製品の規格等が記載されたカタログ等を添付し、分かりやすく記載することとする。

また、根拠資料として機体重量については、実際に納入された機体の重量重心測定記録書など実測値がわかる資料を用いることとし、機体の性能（燃料消費量及び速度、最大連続出力状態におけるホバリング性能）については、機体製造会社が発行する性能チャート表とする。

各根拠資料については、該当部分をマーカー等で着色するほか、外国語表記の場合には、適宜、注釈を入れるなど、確認しやすいようにすること。

エ 仕様書（別表）各要求事項適合確認資料

入札しようとする物品の仕様が、仕様書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するもの。

根拠資料は、製品の規格等が記載された資料（カタログ等）を添付すること。

海外装備品の根拠資料は、機体製造国又は本邦航空局が承認した型式証明書やTCDS、機体製造会社が発行する飛行規程や追加飛行規程、パーツカタログ、又は追加型式設計（STC等）の原本又は写しとする。

国内装備品の根拠資料は、購入先又は装備品製造会社のカタログや納入実績がわかる資料の原本又は写しとする。

なお、各根拠資料については、該当部分をマーカー等で着色するほか、外国語表記の場合には、適宜、注釈を入れるなど、確認しやすいようにすること。

記載品以外の製品で納入しようとする場合には、同等以上の性能を有することを証明する資料を添付すること。

※ 審査のため、本市から追加資料の提出の求めがあった場合は、速やかに提出すること。

（５）入札書に記載する金額

入札金額は、製造物品の金額のほか、輸送費、保険料等、仕様書に記載された内容の履行に要する一切の諸経費を含め見積ること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

（７）入札辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の期間中であれば、入札を辞退することができる。この際は、郵便又は持参により入札辞退届を令和5年4月17日（月）午後5時までに後記9の契約事務担当課宛提出すること。

（８）落札者の決定方法

ア 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とし、提出資料等が仕様書を満たすものか確認後、後日落札者を決定するものとする。

なお、提出資料等が仕様書を満たしていない場合は、その者の入札を無効とする。

イ 入札金額が低入札調査基準価格に満たない金額の場合においては、落札候補者となり、当該候補者は事後の事情聴取等低入札価格調査に協力しなければならない。なお、提出資料等が仕様書を満たしていない場合、事情聴取に協力しない場合、又は調査関係書類を期限までに提出しない場合は、その者の入札を無効とする。

ウ 上記ア及びイの場合において、落札候補者の入札が無効となった場合、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者とする。以下、同様に行い、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(9) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(10) 入札結果の通知方法

落札者を決定後、入札参加者全てに電子メールにて通知する。

(11) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う物は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は入札前に委任状を提出すること。

(12) 再度入札

ア 1回目の開札後、直ちに再度入札を実施する場合

(ア) 再度入札の回数は1回とする。

(イ) 以下の者は再度入札に参加できない。

a 1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札

b 開札に立ち会わずに郵便により入札した者

イ 別途日程を通知し、再度入札を実施する場合

(ア) 再度入札の回数は1回とする。

(イ) 以下の者は再度入札に参加できない。

- a 1 回目の入札において入札が無効、失格又は未入札
- b 予定価格の範囲内の価格で入札し、提出資料等が仕様書を満たしていない者
- c 低入札調査基準価格で入札し、提出資料等が仕様書を満たしていない者

6 苦情申立て

入札参加資格の有無の確認その他の手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月1日適用）により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。

7 契約締結等の停止等

- (1) この調達に関し、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合には、契約手続の停止等があり得る。
- (2) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

入札を実施し契約の相手方を決定した後は、遅滞なく契約を締結するものとする。

入札の結果、本件が千葉市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年4月1日条例第10号）により議会の可決を得なければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を締結し、その後議会の可決を得たときには、発注者は本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により別紙条項を内容とする本契約は締結されるものとする。

なお、契約条項は「製造請負契約書」のとおりとする。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限

る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 当該物品に係る令和5年度予算の議会の議決が得られないときは、契約手続きを中止する。

9 契約事務担当課

〒266-0004 千葉市緑区平川町1513-1

千葉市消防局警防部航空課

電話 043-292-9186

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則入札を執行する。

(3) 前記2(1)に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和5年4月4日(火)までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、後記9の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。